

渡嘉敷村プレミアム付商品券（一般用）事業２次販売 事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症対応として、原油・物価高騰等に直面する村民に対し、プレミアム付商品券を発行・販売することにより地域経済の活性化と生活者支援を目的とする。

2 実施主体

渡嘉敷村

3 商品券の名称

渡嘉敷村プレミアム付商品券

4 商品券の販売について

(1) 販売期間

令和4年12月5日から令和5年1月31日まで **※期間延長の場合もあります**

(2) 使用期間

販売開始日から令和5年2月28日

(3) 商品券

1冊5,000円（額面500円×10枚綴り）を2,500円にて販売 **※数に限りがあります**

(4) 購入限度額

5,000円分（2冊）まで **※売れ残った場合、追加販売もあります**

(5) 購入対象者

販売期間中、村の住民基本台帳に記載のある世帯中1人

(6) 申請場所及び申請方法

村役場 民生課

対象者が持参する申請書で引換券を発行する。

(7) 販売場所及び販売方法

村役場 会計課

対象者が持参する引換券で商品券を販売し、確認印を引換券に押印する。

確認印は、渡嘉敷村会計管理者の領収印とする。

(8) 使用方法

商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、つり銭は支払われない。又、この商品券は、商品券取扱店の商品・サービスを対象とする。ただし、次のものは対象外とする。

- ① 換金性の高いもの（ビール・米などの商品券、切手・官製ハガキ等）
- ② 国や地方公共団体への支払い
- ③ たばこ
- ④ 不動産・有価証券
- ⑤ その他、村長が利用対象として適当と認めないもの

※ 詳しくは『取扱店』にてご確認ください。

(9) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）

- ① 本券は、村内の商品券取扱店のみで使用できます
- ② 本券は、現金とのお引換はできません
- ③ 本券で他の商品券・たばこ・切手・公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できません
- ④ 本券に発行者印、番号の無いものは無効です
- ⑤ 本券の盗難・紛失・滅失等に対しては、発行者はその責を負いません
- ⑥ 本券では、つり銭は支払われません
- ⑦ 本券の払い戻し（返品・返金）はできません

～問い合わせ先～

渡嘉敷村役場 民生課

TEL・987-2322

FAX・987-2560